

## ＜デジタル教科書＞ (デジタル教科書の位置付けに関する検討会議 最終まとめより)

教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、学びの充実が期待される教科の一部について、教科書に代えて使用することで、教科書使用義務の履行を認める特別の教材

※タブレット等の情報端末は含まず。



## ＜デジタル教科書の導入により期待されるメリット＞

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**  
(例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ  
総ルビ、検索、保存 等
- **デジタル教材との一体的使用**  
(例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

**国語**

ハイライト、リフロー

**算数**

立体図形の展開／回転

**外国語活動**

発音を音声認識して自動チェック

**理科**

理解を促進するための音声・動画

**社会**

## ＜特別支援教育等における活用例＞

- 弱視児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 学習障害の児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

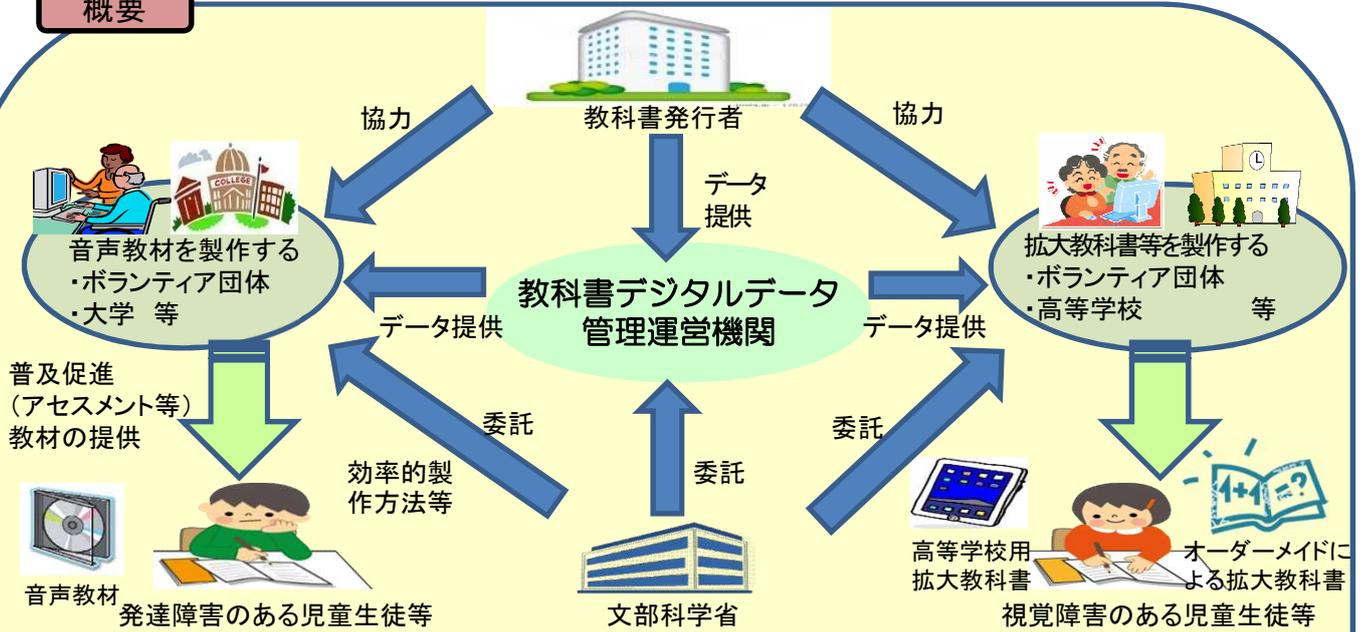
# 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

平成30年度概算要求額 152,135千円(144,035千円)

## 趣旨

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」等を踏まえ、発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法等や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について、実践的な調査研究を実施するなど、障害のある児童生徒の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の一層の強化に取り組む。

## 概要



### (1) 障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータを活用した音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究 58,894千円(50,742千円)

- 音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究
- 音声教材の効率的な製作方法等に関する普及推進会議
- 教科用特定図書等の見本の展示

### (2) 高等学校等における拡大教科書の普及促進等に関する調査研究 11,609千円(11,687千円)

- 特別支援学校高等部等における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究

### (3) 教科書デジタルデータ提供等推進事業 81,632千円(81,606千円)

- 教科書デジタルデータの管理運営
- 教科書デジタルデータの変換
- 教科書デジタルデータ活用の手引き書作成、講習会の開催
- 教科書デジタルデータ活用促進に関する検討会議

## 効果

- 音声教材等の製作の効率化により、ボランティア団体等の負担の軽減。
- 発達障害等のある児童生徒が音声教材にアクセスしやすい環境の整備。
- 普及推進会議(全国5ブロック)の開催による音声教材等の学校、教育委員会等への周知徹底。
- 高等学校等における拡大教科書の普及促進。

# デジタル教科書の制度化に関する検討

平成30年度概算要求(案) 22百万円  
(前年度予算額 14百万円)

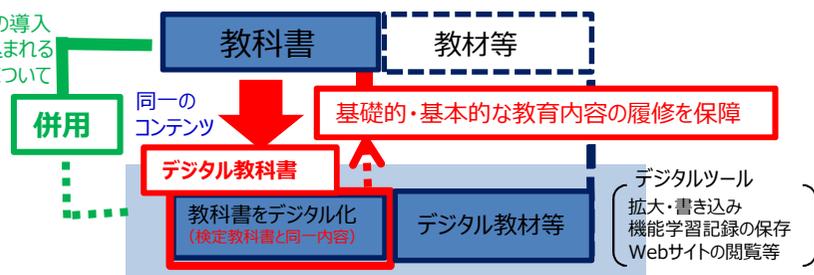
## <背景>

「日本再興戦略」改訂2015、教育再生実行会議第七次提言等を踏まえ、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議において、平成28年12月に最終報告を取りまとめ

➔ 次期学習指導要領の実施（平成32年度～）に合わせて、デジタル教科書を導入できるよう、具体的な制度改正について検討

## <デジタル教科書のイメージ>

※デジタル教科書の導入によるメリットが見込まれる学習内容の履修について一部使用を認める



## <課題>

- ◇ デジタル教科書の活用方法や、健康面の影響等に関する検証が不十分
  - ◇ デジタル教科書とデジタル教材を一体的に活用する際、教科書部分と教材部分が混同される恐れ
- ⇒ **デジタル教科書を導入する際の教育効果を最大限に高めるための方策の検討が必要**

## デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関する専門的検討

### <デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインの策定>

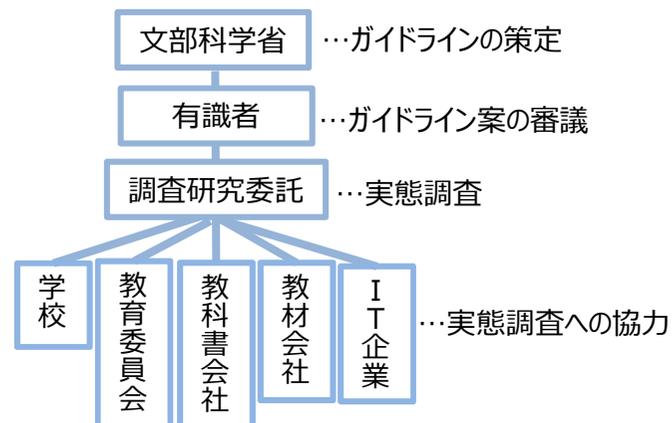
#### (ガイドラインに盛り込むべき内容)

- ・学習者用「デジタル教科書」の現状【調査研究委託】
  - ・学習者用「デジタル教科書」の効果的な活用例【調査研究委託】
  - ・デジタル教科書の効果的な活用の在り方【有識者】
- 等

#### (ガイドライン策定のスケジュール)

- ・平成30年春～秋：平成29年度に引き続き調査研究委託
- ・平成30年冬：有識者におけるガイドライン案の審議
- ・平成30年度末：ガイドラインの策定・公表

#### (実施体制)



## 文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）（抜粋）

### 第2章 教育の情報化の推進等

#### 第2節 デジタル教科書

##### 2. 検討結果

###### （1）デジタル教科書を法第33条の対象とすることの是非

法第33条の趣旨は、学校教育法第34条第1項等において規定される教科用図書においては教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があるとの考えに基づくものであると解される。

同条の対象となる「教科用図書」は、学校教育法第34条等において学校における使用義務が課されている教材の範囲と同様である。これは、使用義務をその中核として位置付ける教科書制度<sup>192</sup>の考え方を踏まえたものであると考えられる。

この点、デジタル教科書は、学校教育法に規定する教科書の使用義務の一部の履行を認める特別の教材として位置付けられる点において、学校教育制度上、紙の教科書と同等の公共性があると評価される<sup>193</sup>ことに鑑みれば、デジタル教科書への著作物の掲載についても、紙の教科書と同様に法第33条の趣旨が妥当するものと考えられる。したがって、デジタル教科書についても法第33条の対象となるよう必要に応じて規定の見直しを行うことが適当であると考えられる。

###### （2）デジタル教科書の供給方法を踏まえた対応について

教科書制度においては、教科書を全ての児童生徒に確実に供給することを担保することが同制度の目的達成のために重要であるとされているところ、検討会議最終まとめでは、そのために考えられるデジタル教科書の供給方法としては、デジタル教科書の供給方法については、以下のような方法が考えられるとされている。

- ・DVDやメモリーカード等の記録媒体により供給する。
- ・教科書発行者から直接、若しくは地方自治体や学校のサーバを經由して、各情報端末にダウンロード配信を行う。
- ・教科書発行者等のサーバ又はクラウド上に保存されたデジタル教科書を児童生徒がその都度ネットワーク環境を利用して使用する。

<sup>192</sup> 学校の教科書制度の意義については、「各教科の学習における主たる教材として、質が確保された教科書が全ての児童生徒に確実に届けられることが担保され、これにより、児童生徒に対して学びの方向性ととも、基礎的・基本的な教育内容の履修が保障され、もって全国的な教育水準の向上や教育の機会均等の保障、適正な教育内容の担保等の実現が図られて」いることであるとされており、教科書の使用義務はこうした意義を担保するための諸制度の中でも中核的なものであるとされている。（検討会議最終まとめ3～4頁）

<sup>193</sup> 検討会議最終まとめ21頁

このような想定されるデジタル教科書の供給方法を踏まえれば、今般の法第33条の見直しに当たっては、複製権、譲渡権のほか、少なくとも公衆送信を含め、デジタル教科書の供給・利用を確実・円滑に行うために必要な範囲で権利制限の対象範囲を定めるべきであると考えられる<sup>194</sup>。

### (3) 補償金請求権について

法第33条第2項においては教科書への著作物の掲載を行った場合に、文化庁長官の定める額の補償金の支払義務を当該著作物の利用者に課すこととしている。今回、法第33条においてデジタル教科書への著作物の掲載を認める場合には、当該掲載行為が著作権者に与える不利益は紙の教科書の場合に比して小さくなるとは認められないことから、少なくとも、デジタル教科書への著作物の掲載行為についても、一定の補償金の支払を求めるべきであると考える。

なお、その額については、現行法第33条第2項の規定の趣旨<sup>195</sup>、デジタル教科書に係る制度設計（デジタル教科書の内容・範囲が紙の教科書と同一であることを含む。）及びその運用の在り方を踏まえ、適切な額とするべきであると考えられる。

### (4) 教科用拡大図書等の作成に関する権利制限規定の整備について

法第33条の2は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書をそのまま使用することが困難な児童生徒のために、いわゆる「拡大教科書」等の必要な方式での複製を認めたものである。

同条の趣旨に鑑み、法第33条の見直しを行う場合においては、当該見直しの内容を踏まえ、必要に応じて法第33条の2の規定の整備も併せて検討することが適当である。

---

<sup>194</sup> このほか、例えば同一構内で営利目的で教科書を配信するケースが想定される場合は上映権の制限の要否についても検討を行う必要があると考えられる。

<sup>195</sup> 法第33条2項の趣旨は、教科書が国家的な見地からの利用であることと教科書の定価が文部科学大臣の認可制となっていることから、ある程度補償金を低額にするものであると解されている。

# 義務教育諸学校教科用図書検定基準の改正について

## 改正の趣旨について

平成29年3月の小・中学校学習指導要領の改定等に対応するため、同年5月に取りまとめられた教科用図書検定調査審議会「教科書の改善について（報告）」を踏まえ、平成30年度以降の教科書検定に向けて所要の改正を行った。

## URL・QRコードに関する改正について

教科書におけるURL（ウェブページのアドレス）・QRコード（二次元コード）の取り扱いを明確化。特に、外国語教育については、積極的な活用を許容。

## 第2章 教科共通の条件

### 2 選択・扱い及び構成・排列

（ウェブページのアドレス等）

- (18) 学習上の参考に供するために真に必要であり、発行者が管理するウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合には、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること。

## 第3章 教科固有の条件

### 【各教科】

[外国語科]

### 1 選択・扱い及び構成・排列

- (4) 図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合（図書の内容を音声化したものを参照させるため発行者が管理するウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを図書中に掲載する場合を含む。）は、相互に適切な関連が図られていること。

## 施行期日

平成30年4月1日